

始良市要配慮者避難支援等プラン



始 良 市
(平成 31 年 3 月改定)

目 次

第 1 章 総則

| | |
|---------------|---|
| 1 趣旨 | 1 |
| 2 位置付け | 2 |
| 3 構成等 | 2 |
| 4 避難支援体制の整備方針 | 3 |

第 2 章 関係機関等の役割

| | |
|----------------|---|
| 1 市の役割 | 4 |
| 2 民生委員・児童委員の役割 | 5 |
| 3 地域支援機関の役割 | 5 |
| 4 専門支援機関の役割 | 6 |
| 5 保健所の役割 | 6 |

第 3 章 避難行動要支援者名簿の作成、活用等

| | |
|--------------------------|----|
| 1 要配慮者の台帳作成 | 7 |
| 2 避難行動要支援者名簿の作成 | 9 |
| 3 避難行動要支援者名簿の使用 | 10 |
| 4 避難支援関係者への平常時からの名簿情報の提供 | 11 |
| 5 災害時における名簿の活用 | 11 |

第 4 章 個別支援計画の作成

| | |
|-----------------|----|
| 1 個別支援計画の目的 | 13 |
| 2 個別支援計画作成の基本方針 | 13 |
| 3 個別支援計画の適正管理 | 14 |
| 4 避難支援等関係者の確保等 | 14 |

第 5 章 避難準備情報等の発表、伝達体制の整備

| | |
|-----------------------|----|
| 1 避難準備情報の制度化 | 15 |
| 2 避難準備情報等の具体的な判断基準の作成 | 15 |
| 3 情報伝達体制の整備 | 15 |

第 6 章 避難行動支援に係る共助力の向上

| | |
|--------------------------------|----|
| 1 要配慮者の避難体制等の整備 | 18 |
| 2 避難に必要な資機材の整備 | 19 |
| 3 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修や訓練の実施 | 19 |

| | |
|---------------|----|
| 4 安否確認情報の収集体制 | 19 |
|---------------|----|

第7章 指定避難所等における支援体制の整備

| | |
|---------------------|----|
| 1 指定避難所や指定緊急避難場所の開設 | 20 |
| 2 避難施設や必要物資等の整備 | 20 |
| 3 福祉避難所（二次避難所）の整備 | 20 |
| 4 広域支援体制の確立 | 20 |

第8章 始良市地域防災計画の整理

| | |
|----------------------|----|
| 1 始良市地域防災計画において定める事項 | 21 |
| 2 始良市地域防災計画における規定 | 21 |

第9章 始良市要配慮者支援プラン関係様式及び資料等

| | |
|--------------------------------------|------------|
| 様式1 始良市要配慮者個別台帳 | |
| 様式2 始良市要配慮者台帳 | |
| 様式3 始良市避難行動要支援者登録申請兼台帳 （裏面）個別支援計画 | |
| 様式4 始良市避難行動要支援者名簿 | |
| 様式5 災害時対応チェックリスト | 患者・家族 |
| 〃 | 市 |
| 〃 | 消防本部 |
| 〃 | 訪問介護・介護支援者 |

災害時要配慮者避難支援方法マニュアル

非常持出品リスト

始救あんしん携帯カード

救急医療情報キット申請書

〃 挿入用紙（救急あんしんカード）

始良保健所宛「医療費支給認定を受けている難病患者及び小児慢性特定疾病児童に関する情報提供」依頼書

はじめに

近年多発する自然災害の発生時において、高齢者、障害者等の自力で避難することが困難な者（避難行動要支援者）に対する避難支援の重要性が、防災対策上喫緊の課題となっている。

本市においては、国が策定した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」及び県が作成した「市町村災害時要援護者避難支援モデルプラン」を参考に、平成23年3月に「災害時要援護者避難支援プラン」を策定した。

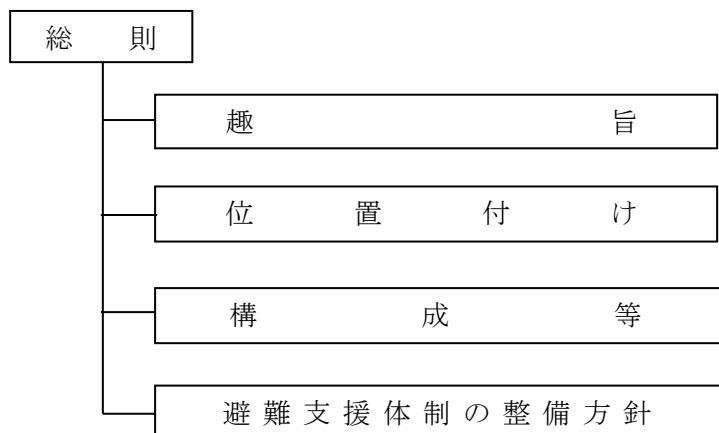
その後、国においては平成25年6月に「災害対策基本法」の改正において、市町村に避難行動要支援者名簿作成を義務付け、これに伴うガイドラインの全面的改定、同年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を示した。

県においては、作成された国の取組指針を踏まえ、既存の制度との整合性を図り、「市町村災害時要援護者避難支援モデルプラン」を改定し、平成26年2月「市町村要配慮者の避難支援モデルプラン」を作成した。

本市では、災害発生時又は災害発生のおそれがある場合に、市内の特性や実情を踏まえ、要配慮者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の指針、改定ガイドライン、及び県のモデルプランを参考に、前述の「災害時要援護者避難支援プラン」を全面的に見直し、本市における要配慮者の避難支援対策について、新たに「始良市要配慮者避難支援等プラン」を策定し、避難支援体制を整備し、適切に対応する。

平成28年6月

第1章 総則



1 趣旨

始良市要配慮者避難支援等プラン（以下「プラン」という。）は、本市における避難行動要支援者をはじめとする要配慮者の避難支援等の体制の確立の必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

- ・ 災害対策基本法の改正により、「要配慮者」、「避難行動要支援者」が定義された。

【要配慮者】

- ・ 災害時に限定せず一般に、配慮を要する者
※高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等その他特に配慮を要する者

【避難行動要支援者】

- ・ 要配慮者のうち、災害時又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、円滑・迅速な避難の確保に特に支援を要する者

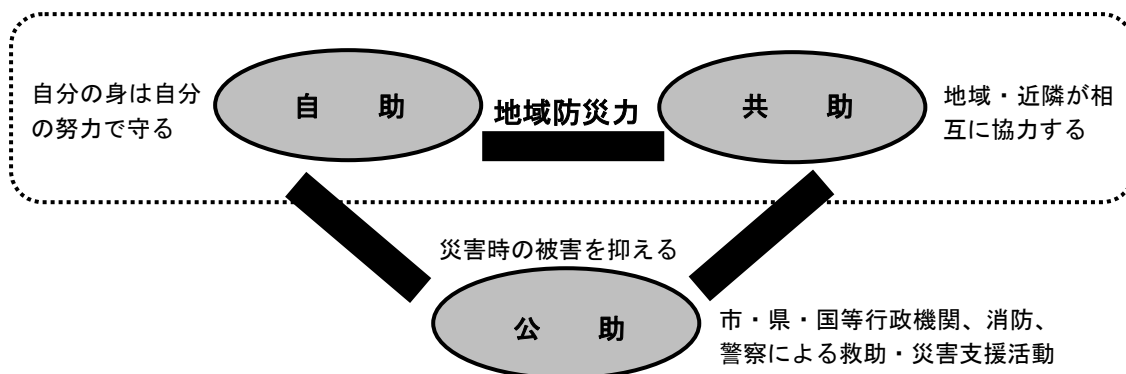
- ・ 要配慮者の避難支援対策について、要配慮者自身とその家族による「自助」、地域等による「共助」を基本としつつ、行政が担うべき「公助」の考え方も含めて、避難整備体制整備に取り組む。

【自助】：自分の責任で、自分自身が行うこと。

【共助】：自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと。

【公助】：個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公共（公的機関）が行うこと。

【自助・共助・公助】イメージ図



2 位置付け

このプランは、始良市地域防災計画第2編一般災害対策編第1章災害予防に関する計画に基づき、避難行動要支援者をはじめとする要配慮者の避難支援等に関し、必要な事項を具体化したものである。

3 構成等

(1) プランの構成

プランは、避難支援に関する「全体的な考え方」や、避難行動要支援者一人ひとりに対する「個別支援計画」の作成、新たに取り組むこととされた避難行動要支援者名簿の作成等に関する考え方を示すこととし、第1章「総則」から第9章「始良市要配慮者支援プラン関係様式及び資料等」まで全9章で構成する。

(2) 定義

プランにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

① 要配慮者

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第8条第2項第15号に規定する「要配慮者」をいう。

② 避難行動要支援者

法第49号の10第1項に規定する「避難行動要支援者」をいう。

③ 避難支援等関係者

法第49号の11第2項に規定する「避難支援等関係者」をいう。

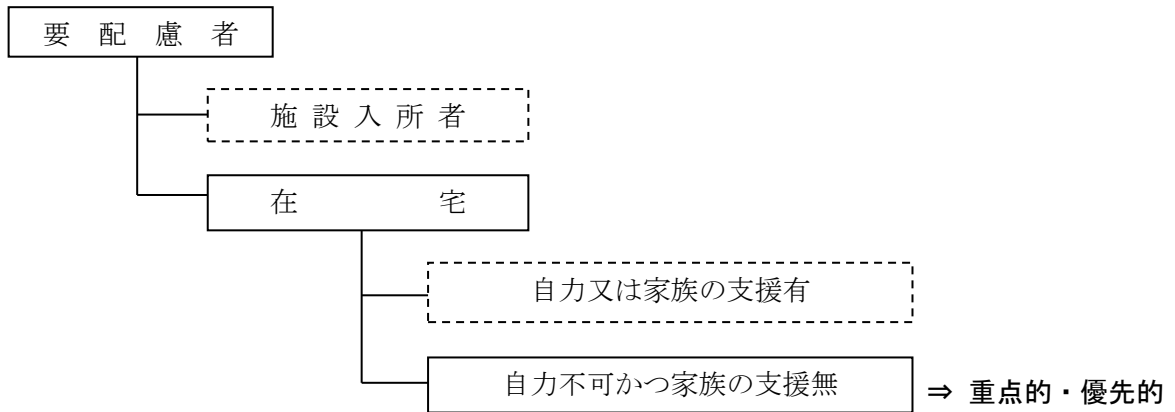
④ 避難支援等

法第49条の10第1項に規定する「避難支援等」をいう。

4 避難支援体制の整備方針

(1) 対象者

市は、避難支援体制の整備は、高齢者など要配慮者のうち、他者の支援がなければ避難できない在宅の避難行動要支援者について、重点的・優先的に進める。



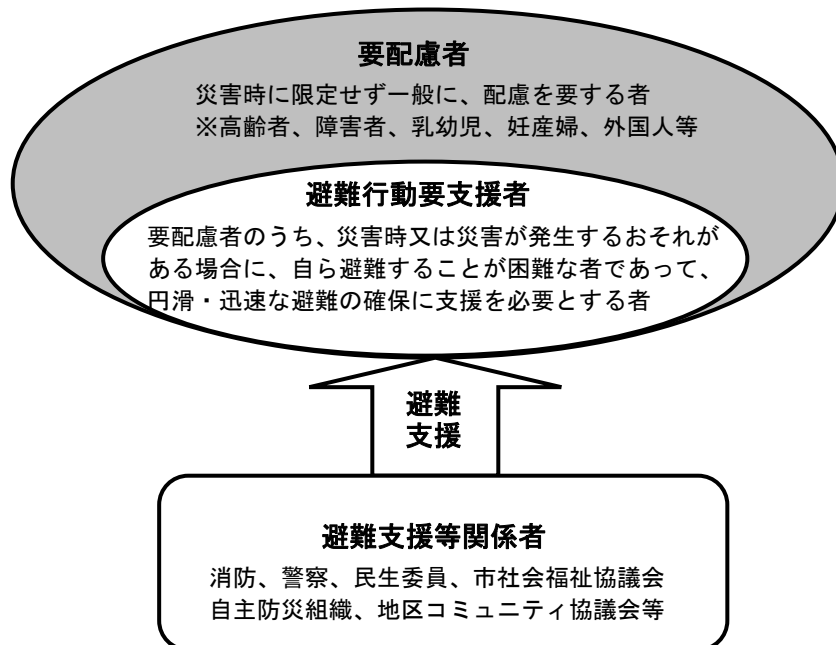
(2) 対象地域

市は、要配慮者の避難支援体制の整備は、特に、災害危険地域など被災リスクの高い地域や孤立化のおそれのある地域について、重点的・優先的に進める。

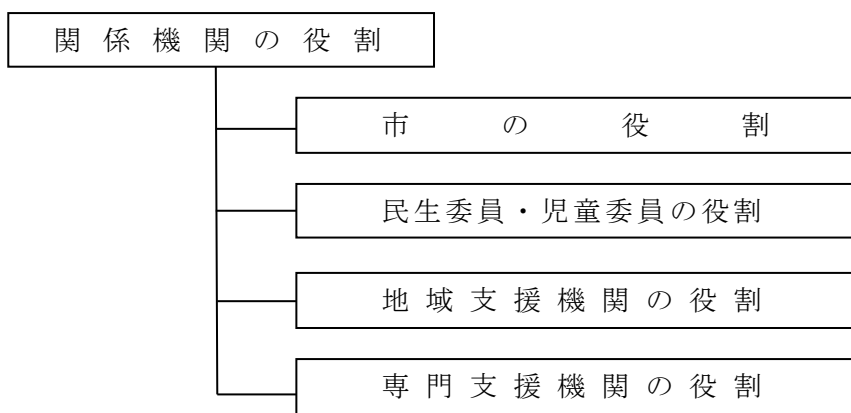
(3) 対象災害

市は、要配慮者の避難支援体制の整備は、風水害等本市において想定される、あらゆる災害時における避難支援対策を想定して進める。

【支援体制】イメージ図



第2章 関係機関等の役割



1 市の役割

(1) 要配慮者の把握

市は、内部情報の集約、県（保健所）等から情報を取得し、要配慮者の把握をする。

(2) 避難行動要支援者の把握と避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者の指定条件を設定し、民生委員等の協力を得て、各地域における避難行動要支援者を把握し、名簿を作成する。

(3) 避難支援等関係者への平常時からの名簿情報の提供（情報提供の同意を得た者）

市は、避難行動要支援者のうち、平常時からの情報提供について同意を得た者については、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。この避難支援等関係者については、始良市地域防災計画第2編一般災害対策編第1章災害予防に定める。

(4) 個別支援計画の作成、保管、避難支援等関係者への提供

個別支援計画は、避難行動要支援者名簿登載者のうち、平常時からの名簿情報提供に同意を得た者について作成する。（平常時からの情報提供に同意するよう、随時働きかける。）

(5) 避難準備情報等の情報伝達体制の整備

(6) 避難準備情報の発表、伝達

(7) 避難行動要支援者名簿の平常時からの情報提供に不同意であった者への避難支援（避難支援等関係者への名簿の提供）

市は、平常時からの名簿情報提供に不同意であった者については、個別支援計画が作成されず、迅速・計画的な避難支援が望めない可能性が高いことを周知しておくとともに、これらの者に対しての、避難支援を避難支援等関係者と連携して行う。

(8) 避難行動要支援者名簿を活用した安否確認

市は、指定避難所、指定緊急避難場所等において、避難行動要支援者名簿を活用して、避難行動要支援者の安否確認を行うことができる。

- (9) 要配慮者が必要な保健、医療、福祉サービス等が受けられる避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定、運営
- (10) 自主防災組織等の結成促進、自主防災力強化のための資機材整備の支援
- (11) 要配慮者や避難支援等関係者の研修、要配慮者の避難支援方法の普及、啓発及び避難支援訓練の実施等

2 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、日頃の見守り活動を通じ以下の役割を担う。

- (1) 市からの依頼による避難行動要支援者の把握のための調査への協力
- (2) 避難支援等関係者へ平常時から名簿情報を提供することへの同意について、避難行動要支援者への働きかけ
- (3) 個別支援計画作成のための避難行動要支援者への働きかけ
- (4) 個別支援計画の修正内容の市への提供

※民生委員・児童委員は、守秘義務（民生委員法第15条）があり、職務上要配慮者の生活に関する相談、助言その他の援助を行っており、要配慮者の状態把握に期待ができる。

3 地域支援機関（校区コミュニティ協議会、自主防災組織、自治会等地域で相互扶助活動を行う組織）の役割

地域支援機関は、日頃の地域活動を通じて、以下の役割を果たすよう努める。

- (1) 避難支援等関係者へ平常時から名簿情報を提供することへの同意について、避難行動要支援者への働きかけ
- (2) 個別支援計画作成のための避難行動要支援者への働きかけ

個別支援計画は、極めて個人的な障害の等級や家族状況などについて記載されるので、市の個人情報保護条例の適用を受ける公文書として適正に保管し、使用する必要がある。

- (3) 市の依頼による個別支援計画作成への協力

災害発生時又はそのおそれが高まったときに、避難行動要支援者の避難支援・誘導を迅速かつ適切に実施するためには、避難などについて人的な支援を要する避難行動要支援者一人ひとりについて、だれが支援して、どこの避難所等に避難させるかをあらかじめ定めておく必要がある。

このため、避難行動要支援者本人やその家族等とともに、支援に関する必要事項や災害時に安否確認や避難支援に協力する者（以下「避難支援等関係者」という。）等を記載した個別支援プランを作成する。

- (4) 個別支援計画の修正内容の市への提供
- (5) 要配慮者への避難準備情報等の伝達

(6) 避難行動要支援者への避難支援の安否確認

4 専門支援機関（社会福祉協議会・社会福祉施設・医療機関等、介護・医療活動を行う組織）の役割

専門支援機関は、介護・医療活動を通じて、以下の役割を果たすよう努める。

- (1) 個別支援計画作成のための避難行動要支援者への働きかけ
- (2) 市の依頼による個別支援計画作成への協力
- (3) 個別支援計画の修正内容の市への提供
- (4) 避難行動要支援者への避難支援と安否確認
- (5) 要配慮者の収容

※ 専門支援機関は、車イスやストレッチャー等の移動用具や福祉・医療用車両を有しており、それらの移動手段がなければ移動できない避難行動要支援者への移動支援などの取組に期待される。複数の避難行動要支援者の避難支援を行う場合が考えられるが、国のガイドラインでは、避難準備情報発令後90分後に要配慮者の避難行動が完了すべきことがイメージされている。

5 保健所の役割

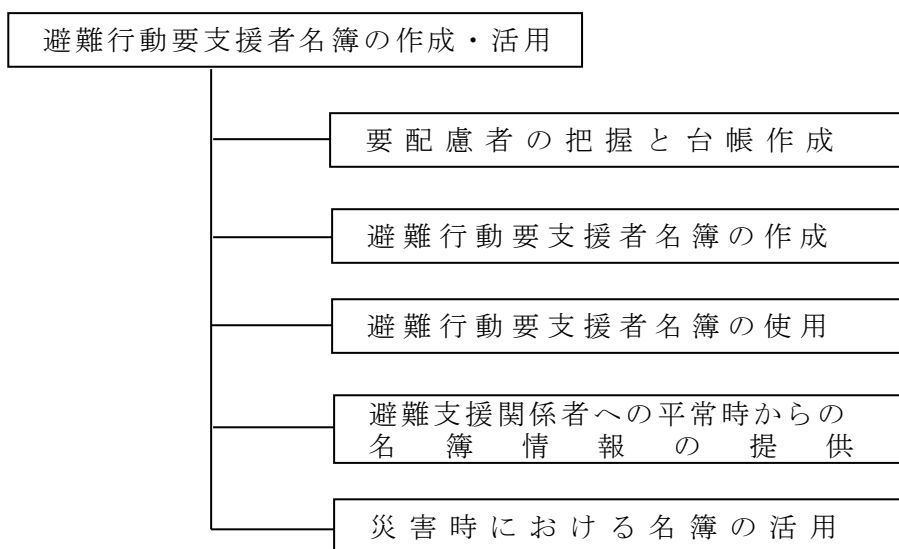
保健所は、保健・福祉活動等を通じて、避難行動要支援者の避難支援体制の整備に、積極的に以下の役割を果たすよう努める。

- (1) 個別支援計画作成のための避難行動要支援者への働きかけ
- (2) 市が作成する個別支援計画作成への助言
- (3) 個別支援計画の修正内容の市への提供
- (4) 専門支援機関及び地域支援機関の行う避難支援の協力

※ 保健所の難病患者への災害発生時の対応として、広域的・専門的・技術的拠点としての、各支援機関の行う避難支援への協力が期待される。

市は、県等の保有する難病患者、小児慢性特定疾病児童等情報の提供を求めることができることから、情報を取得し、保健所等と連携して、必要な支援に努める。

第3章 避難行動要支援者名簿等の作成・活用等



※ 平成25年6月の改正災害対策基本法により、市は保健福祉部が保有している要配慮者の情報を、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、内部で利用できる。

1 要配慮者の台帳作成（様式1、2）

市は要配慮者及び避難行動要支援者の全体把握を行うため、要配慮者の台帳を作成する。

(1) 要配慮者の範囲

- ① 65歳以上の独り暮らし高齢者
 - ② 寝たきりの者で、介護保険法に規定する要介護認定において、要介護4以上の判定を受けている者
 - ③ 認知症の者で、前号で規定する要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者
 - ④ 高齢者夫婦世帯で、一人が②で規定する要介護3以上の判定を受けている者
 - ⑤ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」の1級又は2級に該当する障害を有する者
 - ⑥ 「療育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受けている者であって、「療育手帳制度の実施について」に規定する程度区分のうちA1、A2の判定を受けた者
 - ⑦ 障害者自立支援法第52条の規定により自立支援医療費の支援認定を受けている精神障害者
 - ⑧ 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者
 - ⑨ 全各号に準じる状態にある者で個別支援計画の作成に同意した者
- ※ 自閉症者等が想定される。

(2) 要配慮者台帳の記載事項

要配慮者台帳には、以下の情報を収集して記載する。

- | |
|--|
| <p>① 氏名</p> <p>② 年齢（生年月日）</p> <p>③ 要配慮者の区分 災害時に限定せず一般に、配慮を要する者 ※高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等その他特に配慮を要する者</p> <p>④ 住所</p> <p>⑤ 所属自治会</p> <p>⑥ 避難所（避難先）</p> <p>⑦ 電話番号等（FAX、携帯電話番号、メール）</p> |
|--|

※ 要配慮者台帳は、あくまで市の内部資料であり、地域支援機関と専門支援機関に直接提供するものでないことに注意する。

(3) 要配慮者台帳の使用

要配慮者台帳は、市が以下の目的に使用する。

- ① 在宅の要配慮者の全体把握
- ② 避難行動要支援者の把握
- ③ 災害時の避難支援及び安否情報の確認

(4) 情報の集約

① 市内部での情報の集約

市は、避難行動要支援者名簿を作成するため、市保健福祉部で下記の情報を集約するよう努める。

- ・ 住民基本台帳
- ・ 身体障害者手帳交付台帳
- ・ 療育手帳交付台帳
- ・ 特定高齢者把握台帳
- ・ 要介護・要支援認定台帳
- ・ 自立支援医療費の申請受理簿 等

② 県等からの情報の取得

難病患者等に係る情報等、市で把握していない情報が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、市は県等（保健所等）に対して情報提供を求めることができる。情報提供については、法令に基づくものであるため、本人

の同意は要しないが、情報の取扱いには十分配慮すること。情報提供は義務ではないが、避難行動要支援者への支援を適切に行うため、情報の保有機関へできるだけ
の協力依頼をする。

2 避難行動要支援者名簿の作成（様式3、4）

(1) 避難行動要支援者の条件

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する者「避難行動要支援者」の条件は以下のとおりとする。

- ① 要介護3以上の判定を受けた者
- ② 身体障害者手帳1級、2級に該当する者（心臓、腎臓機能障害者のみの者を除く。）
- ③ 療育手帳A1、A2の判定を受けた者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ⑤ 指定難病の医療費支給認定を受けている難病患者
- ⑥ 小児慢性特定疾病の医療費支給認定を受けている小児慢性特定疾病児童
- ⑦ 前各号以外の者で、市長が避難支援等の必要を認めた者

※ 条件設定にあたっては、要介護状態区分、障害支援区分等の条件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないよう、きめ細かく条件を設け、適切に支援対象者を把握する。

社会福祉施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であり、地域の避難支援等関係者の人数が限られていることから、支援対象は在宅者（一時的入所、入院している者を含む）を優先する。

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、以下を記載する。

- ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 性別
 - ④ 住所又は居所
 - ⑤ 電話番号その他の連絡先
 - ⑥ 避難支援等を必要とする事由
 - ⑦ 所属自治会
 - ⑧ 避難所（避難先）
- ※必須

- ⑨ 個別支援計画の有無
- ⑩ 危険種別（危険地域の種別を記載）
- ⑪ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

(3) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等により市の機能が著しく低下する可能性を考慮し、クラウドによるデータ管理など、名簿データのバックアップに留意する。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体による管理に加え、紙媒体でも最新の情報を管理する。

(4) 避難行動要支援者名簿の適正管理

市は、避難行動要支援者のプライバシーを保護するため、市においては、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、避難行動要支援者名簿についての情報を適正に管理する。

市は、避難行動要支援者名簿は、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、災害対策基本法に基づき、正当な理由なく、名簿に係る情報を漏らしてはならない守秘義務が課せられていることを、避難支援等関係者等へ、その旨、十分説明する。

また、名簿の提供先が団体である場合は、その団体内部で名簿を取扱う者を限定し、必要以上に複製しないように指導し、名簿の取扱い状況を報告させること。

(5) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

① 避難行動要支援者名簿の更新

市は、避難行動要支援者の状況は、常に変化するから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つことに努める。

② 避難行動要支援者情報の共有

市は、避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時や、転居や長期間の入院、入所等を把握した場合は名簿から削除する。その情報を市及び避難支援関係者間で共有する。

3 避難行動要支援者名簿の使用

避難行動要支援者名簿は、市が以下の目的に使用する。

(1) 避難行動要支援者の把握

(2) 避難支援等関係者への平常時からの名簿の提供（情報提供について同意を得た者）

- ・ いざという時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施
- ・ 防災訓練や避難支援等関係者への研修等に活用

(3) 災害時の避難行動支援及び安否情報の確認

4 避難支援等関係者への平常時からの名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は、平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざという時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつく。

このため市は、情報の提供について同意を得た避難行動要支援者の名簿情報を、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、消防、警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織等、避難支援等の実施に携わる避難支援等関係者に提供する。

※ 平常時からの情報提供に同意しなかった避難行動要支援者には、随時、情報提供を働きかける。

名簿情報を提供する者（避難支援等関係者）の範囲が広がる場合は、その旨、避難行動要支援者に説明し、新たに同意を得る必要がある。

5 災害時における名簿の活用

(1) 避難のための情報伝達

市は、避難準備情報や避難勧告、避難指示が発令された場合は、避難行動要支援者名簿を活用する避難支援等関係者へ、迅速かつ的確な情報伝達に配慮する。

また、高齢者や障害者等への情報伝達にあたっては、わかりやすい言葉や表現、説明などに配慮するとともに、防災行政無線、始良市防災・地域情報メール、防災ラジオ、緊急速報メール、MBCテレビのデータ放送、電話・ファクシミリ、広報車・消防団等による広報、コミュニティFM放送など、多様な情報伝達手段を確保する。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援について、名簿情報や事前に作成する個別支援計画に基づき避難支援を行う。

また市は、避難支援関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者名簿の整備、避難支援に係る研修、災害時の安否確認や情報伝達の活用など、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(3) 避難行動要支援者の平常時からの名簿情報提供に不同意であった者への避難支援

① 不同意の者の名簿提供

市は、災害時又は災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じて、その同意の有無に関わらず、避難支援等関係者等に対し、名簿情報を提供し、可能な範囲で避難支援を行うよう協力を求める。ただし、名簿情報の提供にあたっては、提供する情報の種類、範囲等に十分配慮する。

② 避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊の部隊や、他の都道府県警察からの広域応援部隊など、他地域から避難支援等の支援を受ける場合は、それらの者にも名簿情報を提供することができる。

(4) 避難行動要支援者の安否確認の実施等

① 安否確認の実施

避難所等において安否確認を行う際は、避難行動要支援者名簿を活用することができる。安否未確認の避難行動要支援者がいる場合は、名簿を活用して、在宅避難者等の安否確認を行う。

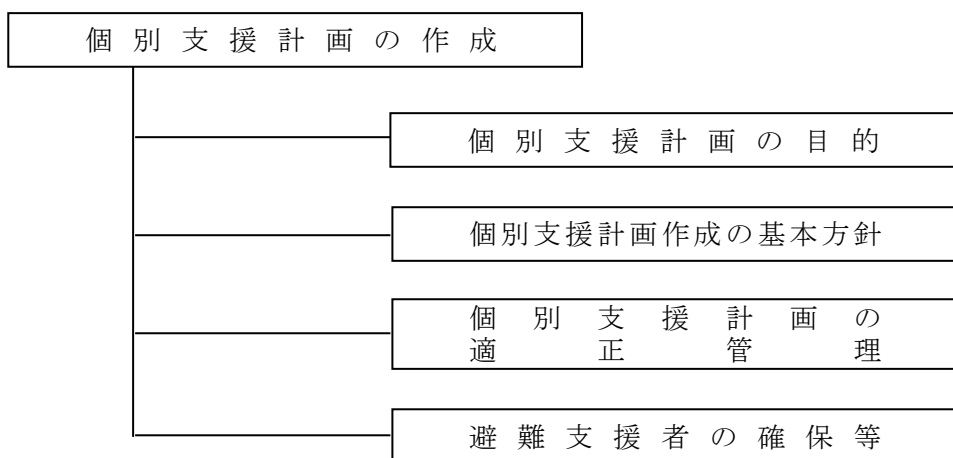
② 避難所等以降の避難行動要支援者の引継ぎ

避難所等において、避難支援等関係者が避難行動要支援者及び名簿情報を、避難所等責任者に円滑に引継ぎができるよう、その方法等についてあらかじめ規定する。

避難行動要支援者を避難所への移送、医療機関への移送、施設等への緊急入所など、速やかに移送できる援助体制を整備する。

また、市保健福祉部は、避難行動要支援者移送援助体制の確立を図るため、移送事業者と協定締結を図る。

第4章 個別支援計画の作成



※ 避難行動要支援者のうち、平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供することに同意した者について、避難支援に関する個別支援計画を作成する。

1 個別支援計画の目的

市は、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うため、避難行動要支援者それぞれの状況に応じた個別支援計画を作成する。市が、地域支援機関や専門支援機関に依頼して個別支援計画を作成する場合でも、作成主体は市保健福祉部である。（様式3）

2 個別支援計画作成の基本方針

(1) 個別支援計画作成の対象者

個別計画作成については、避難行動要支援者に、避難支援等関係者に平常時から名簿情報を提出することに同意するか否か確認する際に、個別支援計画の作成について説明し、名簿情報の提供に同意した者について個別計画を作成する。

(2) 個別支援計画の作成主体

市は、個別支援計画作成にあたり、避難行動要支援者への聞き取りを基本としながら、市自ら若しくは地域支援機関又は専門支援機関に協力して個別支援計画を作成する。

※ 聞き取りを基本としながら、個別支援計画を作成することは、避難行動要支援者自身が置かれている状況を、改めて認識する効果が期待できる。また、災害発生時に実際に避難支援にあたる地域支援機関や専門支援機関に依頼して、個別支援計画を作成することで、避難支援にあたっての手順確認につながる効果もある。

(3) 個別支援計画の記載内容

個別支援計画には、情報伝達、避難誘導、避難先での留意事項等の避難支援に必要な事項を記載する。

個別支援計画記載内容は、避難行動要支援者名簿記載事項に加え、必要に応じて、以下の内容を織り込む。

- ① 避難支援者
- ② 予定避難場所
- ③ 情報伝達の流れ
- ④ 情報伝達での留意事項
- ⑤ 避難時に携行する医薬品等
- ⑥ 避難誘導時の留意事項
- ⑦ 避難先での留意事項
- ⑧ 避難経路
- ⑨ 本人が不在で連絡が取れない時の対応 等

3 個別支援計画の適正管理

① 保管

個別支援計画の原本は、市保健福祉部で保管し、副本は市総務部危機管理課、避難行動要支援者のほか、個別支援計画作成協力・実施の関係機関及び避難支援者が保管する。

② 使用

個別支援計画を保管する関係機関及び避難支援者等は、避難支援に関する目的以外に、個別支援計画を使用してはならない。

4 避難支援者の確保等

① 避難支援者の確保

避難行動要支援者に避難支援者が確保されるよう、市は、地域の実情を踏まえ、避難行動要支援者名簿の提供を受けた民生委員等（避難支援等関係者）と協力しながら、避難支援者の確保に努める。

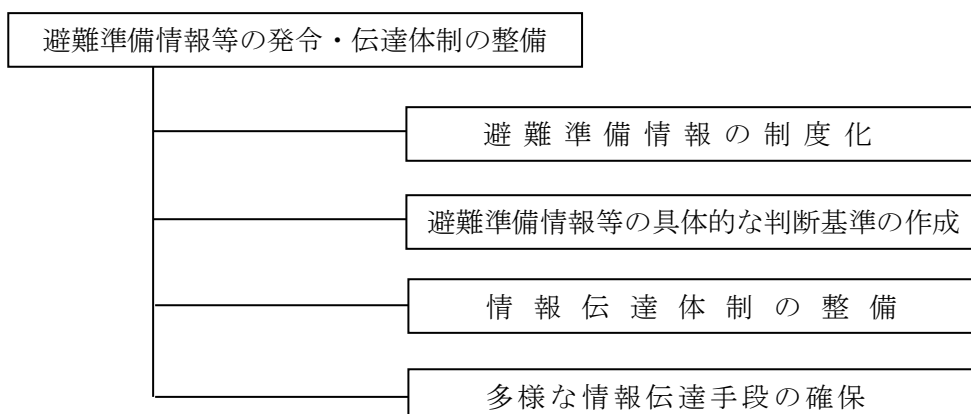
※ 避難行動要支援者の状況は、昼夜間では異なり、避難支援等の実効性を高めるため、避難支援者の年齢、特性を配慮し、支援者が相互に補完し合いながら、適切な避難支援にあたる。

② 避難行動要支援者及び避難支援者による

市が作成した個別支援計画については、避難行動要支援者及び避難支援者で確認・検証を行い、災害時に迅速かつ的確な避難に備える避難体制の確立を図るものとする。

※ 避難行動要支援者と避難支援者は、日常からコミュニケーションをとり、相互信頼関係を築き、早めの避難行動に繋げることが重要である。

第5章 避難準備情報等の発令・伝達体制の整備



※ 避難準備情報は、「避難勧告」以前での「人的被害発生の可能性がある」と判断された時点で発令され、避難に時間を要する要配慮者に避難に対して、避難準備を求めるものである。この避難準備情報発令は、「人的危険性が不確実の段階で、躊躇なく、人命の安全確保を優先し、避難を促す情報を発令する。」ということを明確に位置づけるものである。

1 避難準備情報の制度化

市は、要配慮者が避難行動を開始するための情報、及び避難支援者が避難行動要支援者への避難支援を開始するための情報として、避難準備情報検討し、制度化する。

2 避難準備情報等の具体的な判断基準の作成

市は、避難準備情報等の具体的な判断基準を作成し、市地域防災計画に掲載する。

具体的な判断基準は、「災害の発生する可能性が高まった」、「災害の発生危険が非常に高い」等状況について、基準となる数値情報、気象警報、土砂災害警戒情報、河川洪水予報等の各種予警報を明確にする。

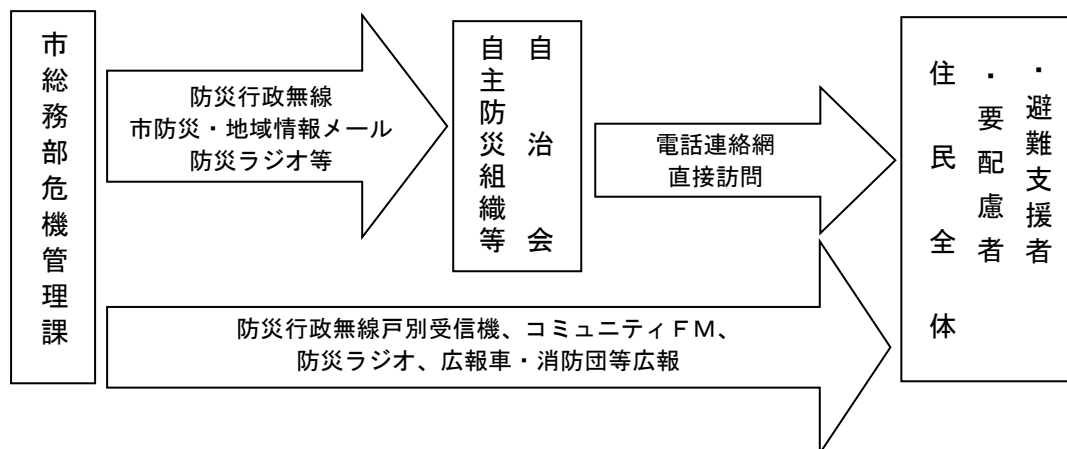
3 情報伝達体制の整備

(1) 地域における情報伝達体制

市は、防災行政無線、始良市防災・地域情報メール、防災ラジオ、MBCテレビのデータ放送、電話・ファクシミリ、広報車・消防団等による広報、コミュニティFM放送など、多様な情報伝達手段で防災情報を提供する。

避難準備情報等は、要配慮者や避難支援者を含めた避難準備情報等発令対象地域の住民全員に確実に周知されるよう、市及び住民は地域ぐるみの情報伝達ルートを再度確認するとともに、情報伝達体制の整備に努める。

【避難準備情報等の伝達経路】イメージ図



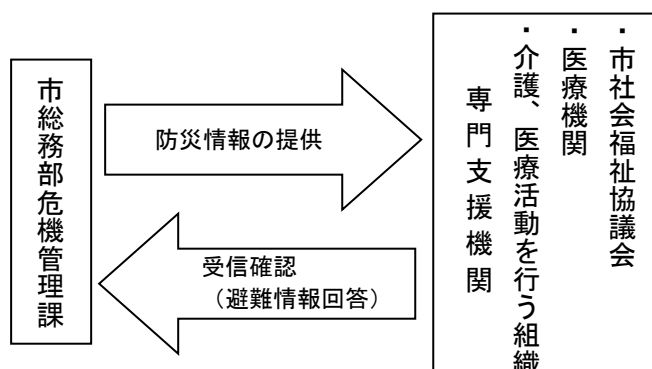
(2) 地域支援機関への情報伝達体制

市の、地域支援機関への防災情報や避難準備情報等の提供は、(1)の地域における情報伝達体制を基本とする。市は、避難支援者の就労が地域外で、地域の情報伝達体制では、防災情報や避難準備情報等を受信できない場合は、市防災・地域情報メール等を活用するとともに、地域支援機関の協力を得て、避難支援者への情報伝達体制を整備する。

(3) 専門支援機関への情報伝達体制

市は、専門支援機関が避難行動要支援者の避難支援や受入れを行う際、積極的に防災情報の提供を行う。また、避難準備情報等の避難に関する情報の伝達については、専門支援機関の受信確認を含めた伝達体制を整備する。

【専門支援機関への情報伝達】イメージ



(4) 多様な情報伝達手段の確保

避難勧告等の情報伝達については、地域ぐるみの情報伝達体制の整備を基本としつつ、市は、多様な情報伝達手段の確保に努める。

① 防災行政無線

② 始良市防災・地域情報メール

※ 避難行動要支援者の遠隔地に住む家族等へ、本市の防災情報を配信し、家族から避難行動要支援者への「避難の呼びかけ」を行う等、避難支援の一部として取り組む。

③ 防災ラジオ

④ 緊急速報メール

⑤ MBCテレビデータ放送、南九州ケーブルテレビネット株式会社

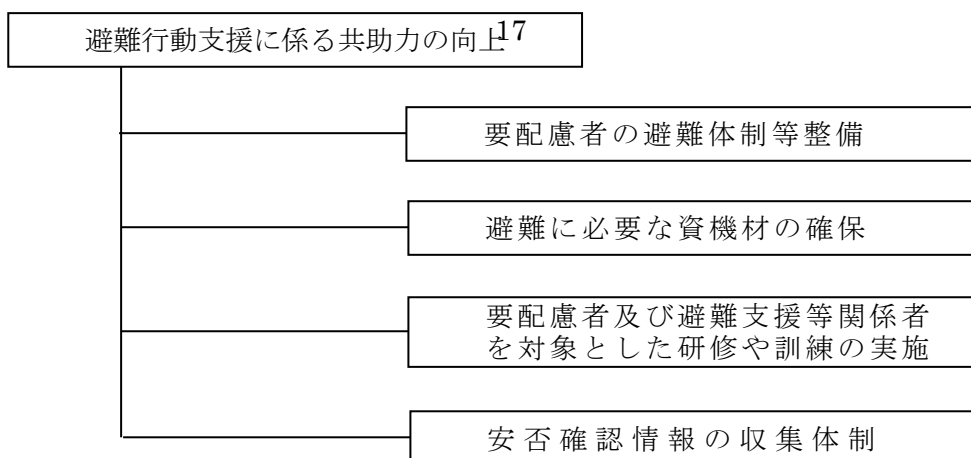
※ 放送事業者への情報提供等により、住民がテレビ放送を通じた災害時の防災情報の収集

⑥ 電話・ファクシミリ

⑦ 広報車・消防団等による広報

⑧ コミュニティFM放送 等

第6章 避難行動支援に係る共助力の向上



1 要配慮者の避難体制等整備

(1) 地域における避難体制整備

自治会、校区コミュニティ協議会等、自主防災組織等は、地域ぐるみの、避難のグループ化等安否確認を兼ね備えた避難体制の整備に努める。

(2) 専門支援機関の避難支援体制整備

専門支援機関においては、市から提供される防災情報に基づき、事前に、避難支援体制の整備に努め、避難準備情報等の発令の際、迅速・確実な支援体制を行う。

※ 避難準備情報が発令されてから、専門支援機関が避難支援者を参集させている間は避難支援が間に合わないおそれが十分考えられる。

(3) 市町村における避難支援体制整備

① 始良市災害時要援護者避難支援対策協議会の設置

市は、避難行動要支援者の支援業務を的確に実施するため、関係機関、関係部局等が参加する「災害時要援護者避難支援対策協議会」を設置し、発災時から避難生活まで組織的な避難行動要支援者対策ができるよう、市地域防災計画等に盛り込む事項を検討し、決定する。

② 要配慮者避難支援班の設置

市は、防災情報等発令に基づき、要配慮者避難支援班を市保健福祉部内に設置し、要配慮者に対する避難支援体制を早めの段階で整える。

避難準備情報発令等、避難段階において、避難行動要支援者が避難支援を受けられない場合や、避難支援者が避難支援を行えない場合に備え、要配慮者避難支援班内に、要配慮者避難支援相談窓口（※連絡電話番号については、要配慮者ならびに避難行動要支援者には、別途知らせる。）を設置し、避難行動要支援者及び、避難支援者からの避難支援要請等を受け付ける。

※ 市では、要配慮者避難支援相談窓口については、普段から要配慮者等に周知

しておく。

2 避難に必要な資機材確保

(1) 地域における資機材の整備

自治会、校区コミュニティ協議会等、自主防災組織等は、地域ぐるみの避難体制の整備を進める中で、避難時に必要な防災資機材の整備に努める。

(2) 市の支援

市は、地域における防災資機材の整備を、可能な限り支援する。

3 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修や訓練の実施

(1) 研修等

① 要配慮者への研修等

市は、要配慮者自身が避難について考え、発災時又は発災のおそれが生じた場合、自らの身を守るための主体的な行動をとることができるよう、研修等実施に努める。

② 避難支援等関係者への研修等

市は、地域の防災力の質を高めるため、避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の生命を守ることに協力してもらえぬ人材を育成するための研修等実施に努める。

(2) 訓練

市は、要配慮者の避難支援に関係する機関等と協力・連携して避難支援訓練を実施する。訓練実施にあたっては、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難支援等関係者の参加機会の拡充を図るとともに、要配慮者にも参加を求め、情報伝達や避難支援等が実際に機能するか確認する。

4 安否確認情報の収集体制

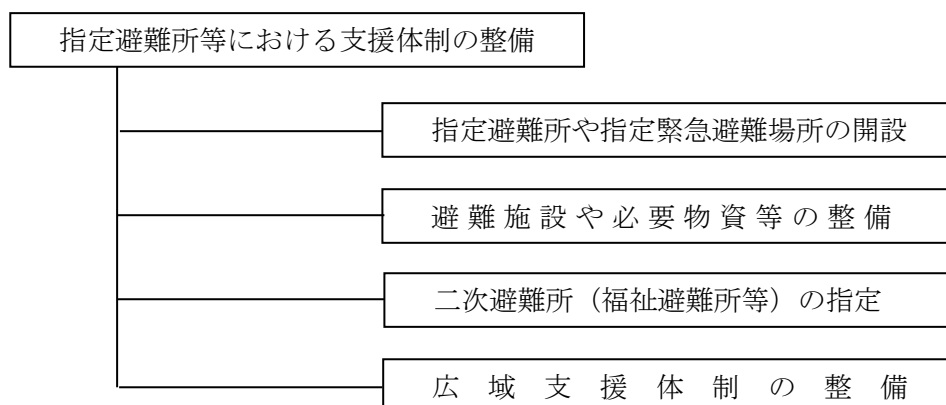
(1) 市は、要援護者避難支援班の中に、避難行動要支援者安否情報収集窓口を設置して、避難行動要支援者名簿を活用できることから、適切な活用を図り、避難安否情報を収集する。

※ 安否情報収集については、親戚、知人宅に避難し、避難所に避難しない要援護者も多いことが想定され、避難所での安否情報収集は難しいことが考えられることから、安否情報収集窓口を設置し、一元的に情報収集することで、要配慮者本人、住民が情報提供しやすくなり、市としては安否情報の集約を得やすくなる効果が考えられる。

(2) 避難支援者からの報告

避難支援者は、避難行動要支援者の避難先への移送、親戚宅等への避難情報を得た場合、及び個別支援計画に基づく避難支援が確実に実施されたか、安否情報収集窓口に報告する。

第7章 指定避難所等における支援体制の整備



1 指定避難所や指定緊急避難場所の開設

市は、防災情報に基づき、早期に指定避難所や指定緊急避難場所の開設を行う。市は、「市地域防災計画」や「第5章（4）多様な情報手段の確保」で示した情報伝達体制により、住民への周知を図る。

2 避難施設や必要物資等の整備

市は、指定避難所及び、災害の種別に応じた指定緊急避難場所の指定を行うとともに、指定した避難所における通信設備、洗面所・トイレ等、生活関連設備、自家用発電設備の整備、バリアフリー化を推進する。

3 福祉避難所（二次避難所）の指定

市は、要配慮者に対して医療・介護など必要なサービスを提供するため、公共施設及び社会福祉施設等を予め福祉避難所として指定する。市保健福祉部は、福祉避難所の指定にあたっては、円滑な開設、要配慮者受入れ、福祉避難所運営が図れるよう、事前に始良地区医師会、市内医療機関、始良市民間社会福祉事業連絡会等と、事前に協定締結を行う。

4 広域支援体制の確立

市は、避難所が被災し、受入体制が整わない場合に備えて、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」に基づき、受援体制確立に努める。

第8章 始良市地域防災計画の整理

市は、避難行動要支援者名簿の作成に資するよう、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての考え方を整理する。

避難行動要支援者名簿作成についての重要事項は、市地域防災計画「第2編一般災害対策編 第1章災害予防 第20節避難行動要支援者対策計画」に定める。

1 始良市地域防災計画において定める事項

- (1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の条件
- (2) 避難行動要支援者名簿の記載内容に関する事項
- (3) 避難支援等関係者となる者
- (4) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (5) 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項
- (6) 避難行動要支援者名簿情報の提供の保護と管理
- (7) 避難のための情報伝達
- (8) 緊急連絡体制の整備
- (9) 避難支援等関係者の安全確保
- (10) 防災教育・訓練の充実等

2 始良市地域防災計画における規定

市は、避難行動要支援者を適切に支援するため、以下により、避難行動要支援者名簿を作成する。

- (1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の条件
 - ① 要介護3以上の判定を受けた者
 - ② 身体障害者手帳1級、2級に該当する者（心臓、腎臓機能障害者のみの者を除く。）
 - ③ 療育手帳A1、A2の判定を受けた者
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
 - ⑤ 指定難病の医療費支給認定を受けている難病患者
 - ⑥ 小児慢性特定疾病の医療費支給認定を受けている小児慢性特定疾病児童
 - ⑦ 前各号以外の者で、市長が避難支援等の必要を認めたる者
- (2) 避難行動要支援者名簿の記載内容
 - ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 性別
 - ④ 住所又は居所
 - ⑤ 電話番号その他の連絡先

- ⑥ 避難支援等を必要とする理由
- ⑦ その他、避難支援等の実施に関し必要と認める事項

(3) 避難支援等関係者

- ① 始良市消防本部及び始良市消防団
- ② 鹿児島県警本部始良警察署
- ③ 始良市民生委員児童委員協議会連合会
- ④ 始良市社会福祉協議会
- ⑤ 校区コミュニティ協議会
- ⑥ 市内の自治会又は各地区公民館
- ⑦ 市内の自主防災組織
- ⑧ 自衛隊その他災害救助に従事するもの

(4) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市関係部局で把握している情報及び、必要に応じ県（保健所）やその他の者から取得する情報を活用し、名簿を作成するものとする。

(5) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者名簿情報は、避難行動要支援者システムへの入力情報を基に、随時、最新の情報に更新し、最善の状態に管理、保全するものとする。

(6) 避難行動要支援者名簿情報の提供の保護と管理

市は、避難行動要支援者名簿情報の保護と提供に際しては、避難支援等関係者が適切な保護と情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- ② 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。また避難支援等関係者団体については、守秘義務は基より、情報管理に徹底を期すよう指導するものとする。
- ③ 名簿情報の提供は、紙媒体によるものとする。
- ④ 避難行動要支援者名簿情報は、厳重な保管管理を行い、必要以上に複製しないものとする。
- ⑤ 当該名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者との間で名簿情報の取扱に関する協定を締結するものとする。
- ⑥ その他個人情報の適正管理について、避難支援等管理者と協議するものとする。

(7) 避難のための情報伝達

市は、災害に関する予報若しくは警報の通知を知り得た場合は、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を、関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、住民その他の関係の

ある公私の団体に対し、予想される災害の実態及びこれに対してとるべき避難の準備、その他の措置について、必要な通知又は警告をする。

また、必要な通知又は警告するにあたっては、避難行動要支援者が避難の勧告又は指示を受けた場合に、円滑に避難ができるよう、特に配慮しなければならない。

(8) 緊急連絡体制の整備

市は、要配慮者に対して、地域ぐる²²みの協力の下、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。

(9) 避難支援等関係者の安全確保

- ① 避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法や援助者等を定めるものとする。
- ② 要配慮者が避難の勧告又は指示を受けた場合には、円滑に避難ができるよう特に配慮しなければならない。
- ③ 災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全確保に、十分配慮しなければならない。
- ④ 避難所の選定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせて、利便性や安全性を十分に配慮し、地域の実情に応じた防災知識等の普及啓発等に努めるものとする。

(10) 防災教育・訓練の充実等

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に応じた、防災教育や防災訓練の充実強化を図る。